

里田会計事務所通信

平成24年1月1日発行

明けましておめでとうございます。

東日本大震災の爪あとは、年が変わって解決できるものではありません。これから先何年も応援していきたいと思います。

(税制改正) 復興増税法案成立

東日本大震災の復興財源を賄う臨時増税を盛り込んだ復興財源法など2011年度第3次補正予算関連5法が、11月30日、参院本会議で民主・自民・公明各党などの賛成多数で可決・成立しました。

このうち、東日本大震災からの復興を図るための平成23年度から27年度までの集中復興期間において実施する施策に必要な財源を確保するため所要の措置を講じる「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案」及び「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保に係る地方税臨時特例法案」の両法案は、10月28日に閣議決定・同日国会に提出され、11月7日に衆議院の財務金融、総務の委員会へ付託されました。

その後、22日に両法案とも修正議決されて24日の本会議で賛成多数で可決し、参議院へ送付されました。参議院では、25日の付託後、財政金融、総務の委員会で実質29日のみの審議で可決していました。

両法案の成立により、復興特別税として国税関係では、(1)平成25年1月から49年12月まで所得税額に対しても1%の「復興特別所得税」の創設及び(2)平成24年度から26年度まで法人税額に対し10%の「復興特別法人税」の創設が、地方税では個人住民税を平成26年6月から10年間にわたり年1000円引き上げます。

なお、法人税に関しては、11月30日に成立した「経済社会構造の変化に対応した税制構築を図るための所得税法等改正法」により、実効税率をいったん5%引き下げた上で3年間に限って税額を10%上乗せされることにな

(税制改正) 平成24年度税制改正 大綱を閣議決定

政府は12月10日の臨時閣議で平成24年度税制改正大綱を決めました。来年度改正は、消費税率の引上げが焦点となる税制抜本改革の議論を控えるだけに、全体として小粒な内容となつたようです。大綱は、新成長戦略実現に向けた税制措置として、自動車重量税の「当分の間税率」に係る税負担を軽減することと併せて、エコカー減税の継続、特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置の拡充を盛り込んでいます。



1月の税務

- 1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
 - (1) 提出期限…本年最初の給与支払日の前日
 - (2) 提出先…給与の支払者（所轄税務署長）
 - 2 支払調書の提出 提出期限…1月31日
 - 3 源泉徴収票の交付
 - (1) 交付期限…1月31日
 - (2) 交付先…(イ) 所轄税務署長
(ロ) 受給者
 - 4 固定資産税の償却資産に関する申告 申告期限…1月31日
 - 5 個人の道府県民・市町村民税の納付（第4期分） 納期限…1月中で市町村の条例で定める日
 - 6 23年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納期限…1月10日（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月10日までに納付。納期限の特例届出書提出書は1月20日までに納付）
 - 7 23年11月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉 申告期限…1月31日
 - 8 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉 申告期限…1月31日
 - 9 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉 申告期限…1月31日
 - 10 5月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分） 申告期限…1月31日
 - 11 消費税の年税額が400万超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉 申告期限…1月31日
 - 12 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉 申告期限…1月31日
 - 13 給与支払報告書の提出
 - (1) 提出期限…1月31日
 - (2) 提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
 - (3) 提出先…給与の支払を受けてい



中小企業投資促進税制は、対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル化機器の適用範囲をこれまでの適用期限を延長する方針

年延長します（所得税も同様）。環境関連投資促進税制は、対象資産のうち太陽光発電設備及び風力発電設備を一定の規模以上のものに限定した上で、24年4月1日から25年3月31日までの間にその設備を取得し事業に使用した場合は、普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却できることになります（所得税も同様）。

個人所得課税では、23年度改正で積み残しとなっていた給与所得控除や退職所得課税の見直しが盛り込まれました。給与所得控除は、給与収入が1500万円を超える場合には245万円の上限が設けられます。退職所得課税は、勤務年数5年以内の法人役員等の退職所得について、累進緩和措置の2分の1課税を廃止します。これら

そのほか、国際課税では、国際的租税回避を防止する観点から、国外財産調査制度を創設し、その年の12月31日において合計5千万円を超える国外財産を有する居住者は、その財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した調書を、翌年3月31日までに、税務署長に提出することが義務付けられます。また、所得金額に比べ過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するため、過大支払利子税制を創設します。

会社法改正試案公表

会社法改正試案公表

(消費税率論議) 一定水準に達した後

200%定率法に

改正法人税法施行令・施行規則が公布・施行され、減価償却制度については、定率法の償却率が、現行のいわゆる250%定率法から、200%定率法へと改正されました。

資本的支出は現在、資本的支出を行った翌年度から、本体資産と資本的支出の簿価の合計額を新規取得資産として減価償却していく特例が設けられています。

今回の、定率法の償却率の改正により、資本的支出の仕組みも変更となり、250%定率法を適用している資産について、今後は250%定率法を適用している本体資産と資本的支出の合計額を新規取得資産として償却する方法が適用できないことになっています。

12月5日の第22回政府税制調査会（会長：安住淳財務相）において、「税制抜本改革の今後の進め方」を議論しました。「社会保障・税一体改革案」具体化のための検討課題として、消費税では、税率の引上げ、いわゆる逆進性問題への対応、課税の適正化、消費税と個別間接税の関係等、その他の税目として個人所得課税、法人課税、消費税以外の消費課税、地方税制などを検討しました。

消費税については、一体改革成案で「2010年代半ばまでに段階的に税率（国・地方）を10%までに引き上げる」とし、当面の社会保険改革にかかる安定財源を確

保する、とされています。このため、税率の引上げ時期と幅等を検討するとともに、いわゆる逆進性問題につき、税率が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再配分をみてもなお対策が必要になつた場合に、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に検討します。

法務省の法制審議会は12月7日、会社法の見直しの閣する中間試案を公表しました。同審議会は、会社法制部会において「企業統治の在り方」や「親子会社に関する規律」に係る会社法の改正に向けた議論を重ね、今回の中間試案において、(1)社外取締役の選任の義務化、(2)「監査・監督委員会設置会社制度」の創設、(3)社外役員の独立性強化、(4)「多重代表訴訟制度」の創設、などについての考え方を示しました。

中間試案は、社外取締役の選任を義務付ける対象として、監査役設置会社（公開会社であり、かつ、大企業であるものに限る）か有価証券報告書の提出義務がある株式会社に、それぞれ1人以上の社外取締役の選任を義務付ける、という2案のほか、経済界の反発を考慮し、現

卷之三

卷之三

吉の花

15

A vertical decorative element on the right side of the page, featuring stylized red and yellow flowers with green leaves.

その他の税目では、当初の2011年度税制改正法案で削除された個人所得課税の「各種の所得控除や税率構造の文書」、「合計付記」を削除して、「全額」「半額」として